

13 環境省 特区第14次 再々検討要請

管理コード	130011	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	容器包装以外のプラスチックとプラスチック製容器包装との混合収集	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1025010
提案主体名	名古屋市		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2
制度の現状	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という。)では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者(容器・包装の利用・製造事業者)が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。</p> <p>容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>実施内容:</p> <p>容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。</p> <p>収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。</p> <p>その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。</p> <p>(再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。)</p> <p>提案理由:</p> <p>本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年間約3万トン)。</p> <p>リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量もほぼ半減した。</p> <p>CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。</p> <p>そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。</p> <p>このことにより、</p> <p>①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなど)をプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。</p> <p>市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。</p> <p>②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。</p> <p>代替措置:</p> <p>容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という。)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集することは、市町村の判断で実施できるものである。そもそも、廃棄物の収集は市町村の自治事務であり、例えば、市町村が、容器包装以外のプラスチックをプラスチック製容器包装とともに収集を行い、容器包装であるものとそうでないものを分別し、プラスチック製容器包装の分別基準適合物については指定法人へ引き渡し、容器包装以外のプラスチックの廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の処分等の委託の基準に従い独自に契約した事業者処理を委託することは、現行法上何ら妨げられるものではない。実際、平成 19 年度の環境省調査によれば、指定法人である(財)日本容器包装リサイクル協会にプラスチック製容器包装を引き渡している市町村のうち約8%が、容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックをプラスチック製容器包装とあわせて収集し、選別施設において選別を行っている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>本提案が循環型社会形成推進基本計画において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開」に資することは、貴省も認めるところである。本提案の実現に向け、右記提案主体からの意見について、各論点ごとに再度検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>本市も「混合収集」を行い、容器包装と非容器包装を「選別」する方法を検討した。</p> <p>この問題点は「選別」にある。試算では選別単価が現行の 2.4 万円/ト から 4.9~5.6 万円/ト へと2倍以上になる。</p> <p>混合収集した後の「選別」は、作業の手間と社会的コストを増大させる無駄なプロセスとなる。</p> <p>プラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックの間の組成上の差異は少ないので、混合収集したものを一括処理した上で経費を按分し、非容器包装を自治体負担とする方法が合理的である。</p> <p>このため、国民共有の財産である「容器包装リサイクルルート」を有効活用したい。</p> <p>(意見の詳細は補足資料に記載)</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>収集後の対応については、130012 における回答を参照されたい。なお、ご要望の混合収集については、前回回答させていただいた通り、現行制度で対応可能である。</p>			

○再々検討要請

再々検討要請			
<p>対面により提案者の意向を伺ったところ、容器包装リサイクル協会と提案者が、協議によって個別の契約を締結し、事業を実施することは法令上妨げられないことを確認したいとのことだったので、130012 にて回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見			
<p>本市の特区提案は「混合収集」に対するものではなく、混合収集後の「選別」に関するものである。</p> <p>リサイクル技術上の支障がないにもかかわらず、無駄な手間と経費をかけて選別する必要性は、はなはだ疑問である。</p> <p>社会的な無駄をなくし、低炭素社会への実現に貢献するために「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルすることを提案したものである。</p>			

13 環境省 特区第14次 再々検討要請

管理コード	130012	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1025010
提案主体名	名古屋市		

制度の所管・関係府省庁	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (第1条、第2条、第11～14条、第21～32条) ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2
制度の現状	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という。)では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者(容器・包装の利用・製造事業者)が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。</p> <p>容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>実施内容:</p> <p>容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。</p> <p>収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。</p> <p>その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。</p> <p>(再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。)</p> <p>提案理由:</p> <p>本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年間約3万トン)。</p> <p>リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量もほぼ半減した。CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。</p> <p>そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。</p> <p>このことにより、</p>

①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなど)をプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。

市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。

②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。

代替措置:

容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>本提案は、容器包装以外のプラスチック製品の廃棄物について、容器包装リサイクル制度を利用して、プラスチック製の容器包装廃棄物と混合した状態で容器包装リサイクルルートを担う指定法人（(財)日本容器包装リサイクル協会。以下、「容リ協会」という。）に引き渡すというものである。</p> <p>循環型社会形成推進基本法では、焼却・埋立よりもリサイクルを優先することとしており、本提案のようにできるだけリサイクルに回したいとする考えは、同法の考えに合致し、加えて、量的拡大により、現行のプラスチックリサイクル制度の安定的実施に資するものであり、また、循環型社会の形成と低炭素社会の構築を進める点は、循環型社会形成推進基本計画において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開」に資すると考え得るが、以下の点から特区としての対応は不可能である。</p> <p>本提案では、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担するということであるが、再商品化義務量の算定・費用負担については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 11 条～13 条において厳格に規定されているところであり、提案のようにプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックを混合した状態で指定法人に引き渡す場合、各々の割合を合理的方法により算出することが必要である。合理的方法で実施することが出来ない限り、特定事業者に対し、法の定める義務を上回る負担をさせる可能性があり、本提案は不適當である。</p> <p>また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとはそうでないものでは組成が異なり、後者については一般に硬質プラスチックを多く含むとされるため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に取扱われる材料リサイクルでの取扱が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ」（平成 19 年 6 月）において、「多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル手法の質を高める」とされる政策の方向性に反する。</p> <p>この前提として、平成 18 年の容器包装リサイクル法の改正では、質の高い分別収集を行った市町村に事業者が資金を拠出する仕組みが創設されている。これは、市町村が分別収集の質を向上させた場合、再商品化の処理コストの低減等により、当初想定していた再商品化に要する費用よりも、実際に再商品化に要した費用が下回ることとなるため、この下回った差額のうち、当該市町村の寄与分として算定された額を指定法人等が市町村に支払うというものであり、市町村が分別基準適合物の品質向上を行うことを、資金的インセンティブを付与して推進するものである。改正法の衆参両院の附帯決議においても、再商品化の質的向上が求められているところである。仮に、本提案どおり混合した状態で収集することに伴って、分別意識の希薄化に繋がるのであれば、本法が想定する分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに逆行するものであり、特区としての対応は不適當である。</p> <p>さらに、本提案は、当面の対策として、過渡的に特区制度を活用し自治体負担によるリサイクルを行うとする一方、容器包装以外のプラスチックについても拡大生産者責任の徹底を求め、関係事業者にリサイクル費用の負担を課す方法を目指すとしている（添付資料「容器包装以外のプラスチック処理検討委員会報告書（容器包装以外のプラスチック処理のあり方について（報告）」18 頁）が、仮にこうした事業者費用負担について、中身を消費後に廃棄せざるを得ない容器包装以外の品目についても導入することを前提とした特区提案は、受け入れられないものである。</p> <p>加えて、容器包装リサイクル法は、容器包装の利用・製造事業者である特定事業者に対し、その利用・製造する量に応じて再商品化義務を課すものであり（容器包装リサイクル法第 11 条～13 条）、指定法人である容リ協会は、この特定事業者の義務を代行するものである（容器包装リサイクル法第 14 条、第 21 条～32 条）。一方、上記の範囲を超え、指定法人が法定業務として市町村から容器包装以外のプラスチックを引き取ることは、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月閣議決定）における「国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制する」の趣旨に反することから適当でない。協会が法定業務以外の独自業務として実施するのであればこの限りではないが、特定事業者の負担分は、一切生じないこととなる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>本提案が循環型社会形成推進基本計画において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開」に資することは、貴省も認めるところである。本提案の実現に向け、右記提案主体からの意見について、各論点ごとに再度検討し、回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>①合理的方法による容器包装以外のプラスチック割合については、協会が毎年実施している「ペール品質調査」を活用すれば算出可能である。</p> <p>②家庭系プラスチックの多くが PE と PP であり、「材料リサイクルでの取扱が困難」とはいえない。</p> <p>③「分別向上への熱意」ゆえの提案であり、「分別意識の希薄化」につながるものではない。</p> <p>④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回らないこと」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」としたものではない。</p> <p>⑤もう一歩踏み込んで、プラスチックリサイクルについて積極的な展望のご教示をお願いしたい。</p> <p>(意見の詳細は補足資料に記載)</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
○容器包装以外のプラスチックの割合の算出について				
<p>確かに、(財)日本容器包装リサイクル協会(以下「容リ協会」という。)では、市町村から容リ協会に引き渡されるプラスチック製容器包装ペールについてその品質の調査(以下「ペール品質調査」という。)を行っているところであるが、このペール品質調査は、市町村から引き渡されるペールが容器包装リサイクル法に基づき特定事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物に該当するものか、容リ協会が定める「引き取り品質ガイドライン」に基づき調査するものであり、原則年に1回しか行われないうこと、現在特定事業者が負う再商品化義務量の算定には、ペール品質調査の結果は使用していないことなどに鑑みても、これをもって直ちに特定事業者と市の負担割合を決するための調査として利用することは適切とは言えない。仮に調査頻度を増やして負担割合の算定に用いる場合であっても、特定事業者の再商品化義務量の算定が容器包装リサイクル法 11 条～13 条において厳格に定められている以上、ペール品質調査が特定事業者の義務量を決することになることから、単なる運用ではなく法の根拠をもって行うことが必要になる。</p>				
○リサイクルの高度化について				
<p>1 次回答において述べたとおり、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ」(平成 19 年 6 月)において、「多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル手法の質を高める」とされており、また、改正容器包装リサイクル法の衆参両院の附帯決議においても、再商品化の質的向上が求められているところである。</p> <p>提案主体からいただいた御意見は、家庭系プラスチックの多くが PE と PP であるというものであり、その参考資料として補足資料 2「プラスチックの種類と使用比率」を御提出いただいているが、補足資料 2 中の「廃プラスチックの総排出量・比率」のグラフは、家庭から排出される廃プラスチックのみならず産業廃棄物である廃プラスチックも含んだ組成割合を示したものであり、本特区提案が言う、家庭から排出される廃プラスチックであってプラスチック製容器包装に該当しないものについての組成割合を示したのではないことから、補足資料 2 のデータに基づいて、プラスチック製容器包装の廃棄物と家庭から排出される容器包装以外のプラスチックの組成割合に大差がなく材料リサイクルに支障がないと判断することは早計である。</p> <p>実際、補足資料 2 によったとしても、再商品化に支障をきたす塩化ビニル(PVC)の成分が倍になるなど、分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに反することとなる。</p>				
○容器包装リサイクル法における事業者負担について				
<p>本提案の添付資料として提出いただいた、提案主体が設置した検討会の報告書「容器包装以外のプラスチック処理検討委員会報告書(容器包装以外のプラスチック処理のあり方について(報告))」によれば、「容器包装以外のプラスチックも拡大生産者責任の徹底を」求めていく一方、「当面の対策」として「構造改革特区」を活用し、特例として「容器包装リサイクルルート」の活用を提案するものとしており、本提案が「容器包装以外のプラスチックも拡大生産者責任の徹底を」求めていく際の</p>				

過渡的な措置であることが見て取れる。

○容器協会が独自業務として再商品化を行う場合について

御質問の点について、「協会が独自業務として実施するのであれば、特定事業者の負担分は、一切生じないこととなる」とは、現行法の下で容器協会が独自業務としてペールを引き取る場合、容器包装以外のプラスチックと混合状態にあるプラスチック製容器包装は特定事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物に該当しないことから、その再商品化に係る費用について、容器包装部分も含め一切負担することはないということを指す。

○再々検討要請

再々検討要請

対面により提案者の意向を伺ったところ、容器包装リサイクル協会と提案者が、協議によって個別の契約を締結し、事業を実施することは法令上妨げられないことを確認したいとのことだったので、この点を中心に回答されたい。

提案主体からの再意見

- ①本市負担分についての課題は、具体的な方法を協議し、特定事業者及び市の双方が納得できる方法を採用すれば、解決可能と考える。
- ②家庭用品プラスチックの大半は PP・PE であり、塩化ビニルはごくわずかである。また、塩化ビニルは比重差選別等で容易に除去できることから、材料リサイクル手法の質を高めることに反しない。
- ③拡大生産者責任に関する「将来展望」についての見解の相違を理由に、「当面の提案」を否定する論拠とすることは、不相当と考える。
- ④混合状態にあるとしても、容器包装以外のプラスチックについてのみ本市の負担とすることが、適切であると考えます。

13 環境省 特区第14次 再々検討要請

管理コード	130020	プロジェクト名	高知県香美市におけるニホンカモシカ捕獲特区	
要望事項 (事項名)	高知県香美市におけるニホンカモシカ捕獲特区	都道府県	高知県	
		提案事項管理番号	1034010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条、第9条
制度の現状	<p>(7条関係)</p> <p>都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護のため特定鳥獣保護管理計画を定めることができる。</p> <p>(9条関係)</p> <p>カモシカによる生活環境、農林水産業等の目的で鳥獣の捕獲等をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>文化財保護法で特別天然記念物に指定されているニホンカモシカを、林業被害の軽減のために、保護地域(カモシカ)が設定されていない市町村が特定鳥獣保護管理計画(現在、都道府県のみが策定可能)を策定し、環境大臣から承認を得られれば、個体数管理の目的で捕獲できるような特区の設置をしていただきたいです。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>今回提案する事業は高知県香美市における「ニホンカモシカ捕獲特区」です。ニホンカモシカは文化財保護法で指定された特別天然記念物であり、捕獲は認められていません。香美市においてはニホンカモシカによる植林、天然林への食害が増加しており、防除を行っていますが、個体数を減少させなければ被害の減少は見込めない状態です。植林木が食害を受けると、その木の生長は阻害され、市場価値が下落し、林家の収入に大きな影響を及ぼします。捕獲することで林業被害を軽減し、木材流通量の増加、林業の活性化につながるのではないかと考えられます。ニホンカモシカの個体数管理に関する調査を行ったところ、昭和30年にニホンカモシカが特別天然記念物に指定されて以降、個体数が回復し、農作物、植林に被害を及ぼし始めたことから、昭和54年に文化庁、環境庁、林野庁の3庁の間で、カモシカの取扱の基本政策を転換することに関する合意(3庁合意)が行われたことが分かりました。その際、①保護地域を指定し、生息環境の保全を含めてカモシカ個体群の安定的維持を図る、②保護地域外では状況に応じて個体数調整を含む適切な管理を行うという2点が確認されていたということです。3庁合意から29年を経た現在に至っても、四国内には①の保護地域が文化庁によって設定されておらず、そのため②の個体数調整を含む適切な管理が行えない状態になっています。このような状況を打開するために、今回の香美市における「ニホンカモシカ捕獲特区」を提案するものです。なお、採択を受けた場合には、香美市で独自の特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)を策定して個体数管理を行うことを想定しています。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	c	措置の内容	I
<p>鳥獣保護法によるカモシカの捕獲については、シカやイノシシなどと同じく、特定鳥獣保護管理計画に基づき個体数管理のために行う捕獲と農作物や造林木への被害を受けた者が被害防止を目的として行う有害鳥獣捕獲があり、その実施にあたっては、あらかじめ許可権限者に対し申請を行い、捕獲許可を受ける必要がある。</p> <p>また、捕獲許可は、自治事務として都道府県知事(条例等により許可権限が委譲されている場合は市町村長)の権限となっているところであるが、国指定鳥獣保護区内で捕獲する場合は環境大臣の許可権限となる。</p> <p>なお、特定鳥獣保護管理計画は、科学的なデータに基づく計画的な保護管理を推進するため、鳥獣保護法に基づき都道府県が任意に策定する計画であり、計画の策定にあたって環境大臣の承認を必要としない制度となっている。(計画区域に国指定鳥獣保護区が含まれている場合は、計画内容についての環境省との協議は必要)</p> <p>ご要望に関しては、申請内容が鳥獣保護法における適正なものであれば捕獲が認められることから、都道府県等と相談の上、捕獲許可を受けていただく必要がある。なお、このことのほか、カモシカは、特別天然記念物に指定されている種であることから、鳥獣法に基づく捕獲許可以外に、あらかじめ文化財保護法(文部科学省所管)に基づく現状変更の許可を受けることが必要とされている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
市町村が特定鳥獣保護管理計画を作成することについて、右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>貴省の回答によりますと、現行の特定鳥獣保護管理計画は、科学的なデータに基づく計画的な保護管理を推進するために県が策定しているものとされていますが、市においてもデータ収集のための調査、計画的な保護管理を行える体制づくりは可能であると考えます。また、管理計画の諮問機関として「香美市カモシカ管理計画策定委員会」を設立し、捕獲頭数、被害軽減目標を設定することも想定しています。香美市が仮に特定鳥獣保護管理計画を策定した場合、文部科学省から文化財保護法に基づく現状変更の許可を受けて、捕獲を行うことができるものと考えられます。市の特定鳥獣保護管理計画策定についてぜひとも前向きな検討をお願いしたいです。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	c	「措置の内容」の見直し	I
<p>鳥獣保護法では、特定鳥獣保護管理計画を策定しなければ鳥獣の捕獲ができないというのではなく、農作物や造林木への被害を受けた者が被害防止を目的として行うカモシカの有害鳥獣捕獲は制度上認められている。</p> <p>また、鳥獣保護法で規定する特定鳥獣保護管理計画制度と、文化財保護法の現状変更手続きとの法令上の関連はないところである。</p> <p>なお、特定鳥獣保護管理計画は、都道府県全域等を生息域とする地域個体群を対象として、地域個体群の維持を図りつつ農林業被害等の軽減を達成するため、科学的なデータを基に個体数管理、防除対策及び生息環境整備の取組を総合的に推進するものであり、生息域の一部の市町村のみを単位として策定する計画では、地域個体群全体をどのように管理していくかといった視点がないため、適切な地域個体群の維持及び効果的な個体数管理等という特定鳥獣保護管理計画の本来の目的が達成され難いものとする。</p>				

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

13 環境省 特区第14次 再々検討要請

管理コード	130030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1071010
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条
制度の現状	<p>狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 狩猟について必要な適性 ② 狩猟について必要な技能 ③ 狩猟について必要な知識

求める措置の具体的内容	<p>狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験を免除することにより、狩猟免許所持者を増加させる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にあり、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保は喫緊の課題であり、狩猟免許所持者(特に第一種銃猟免許所持者)を増加させる必要があるため。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>狩猟免許試験の実施は、自治事務として都道府県が行っているものである。</p> <p>また、狩猟免許試験は、人への危険防止及び適切な鳥獣の保護を図る観点から、狩猟免許の種類に応じて、視力、聴力等の適性、猟具を使用するために必要な技能及び関係法令に関する知識の3項目について都道府県が合格基準を設けて実施されているところである。</p> <p>そのうち、技能試験は、狩猟に必要な技能を備えているかどうかを判定するため、銃の点検、分解及び組み立て等の銃の取扱の他、距離の目測能力、鳥獣の判別能力等について、合格基準を満たしていることが求められている。</p> <p>それに対して、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく銃の所持許可に係る技能検定は、猟銃の操作及び射撃に関する技能を確認するものであり、鳥獣保護法とは異なる視点から行われているものであり、要望についての対応は困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>本提案は、必ずしも技能試験全てを免除することを求めるものではなく、技能試験の一部を免除することを求めるものである。銃刀法に基づく技能検定と同様の項目を免除することについて、右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>本県提案は、狩猟免許試験のうち技能試験の全てを免除しようとするものではなく、「猟銃の点検・分解結合、保持及び携行」等の銃砲刀剣類等取締法における検定項目に限定して免除しようとするものであり、ご指摘にある「距離の目測」及び「鳥獣の判別」については、免除することなく技能試験として実施するものであることから、鳥獣保護法の視点にたった検査項目から除外されるものではないと考える。</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し c 「措置の内容」の見直し I</p> <p>銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「猟銃の点検・分解結合、保持及び携行」等は、狩猟免許を所持するに足る技術を有する者であるかを判断するために確認すべき重要な項目の一つである。また、狩猟免許試験の銃猟に係る一連の試験項目については、実際に野外で安全に狩猟を行うことを想定した試験として必須事項である。</p> <p>ご指摘の「猟銃の点検・分解結合、保持及び携行」についての項目は、試験項目全体のごく一部であり、一連の試験項目の中で密接不可分であることから、当該事項のみを除外することは困難であると考えます。</p> <p>なお、鳥獣保護法における技能試験と銃刀法における技能検定は異なる視点から実施されており、法制度上の繋がりはなく審査基準等も異なるものである。</p>				

○再々検討要請

<p>再々検討要請</p> <p>本提案は、「猟銃の点検・分解結合」「装填、射撃姿勢、脱包」に関する部分について、前提となる銃砲所持許可を通じて安全が担保されている限りにおいて、緩和を求めるものである。右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>安全性については、銃刀法の銃砲所持許可を受けた者が対象であり、当該措置により新たな銃砲所持者を増加させるものではなく、銃規制の緩和につながるものとは考えがたい。</p> <p>本提案は、銃刀法第4条第1項第1号にて、「狩猟」、「有害鳥獣駆除」又は「標的射撃」の3つが規定されており、国家公安委員会規則に規定される「操作検定」において、狩猟免許試験における「猟銃の点検及び分解」や「猟銃の保持」等についても検査されている部分についてのみ試験項目から免除するものとし、それ以外の項目については技能試験の免除を求めるものではない。</p> <p>当該特区制度により、例えば1人でも狩猟者が増加すればよいと考えておりご一考賜りたい。</p>				

13 環境省 特区第14次 再々検討要請

管理コード	130040	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	鳥獣保護区において、特定鳥獣をわなにより捕獲等 をできることとする	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1071020	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 28 条
制度の現状	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。

求める措置の具体的内容	鳥獣保護区の全部又は一部について、都道府県知事が指定した区域においては、シカなどの特定の鳥獣(シカ、イノシシ)に関し、わなによる捕獲等を可能とする区域を指定することができることとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にあり、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施しているが、狩猟期間中にも「狩猟(安全面等を考慮し、わなに限定)」による捕獲を推進し、当該特定鳥獣の個体数を減少させる必要があるため。(「特定休猟区」制度の「鳥獣保護区」版をイメージしている。)

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	c	措置の内容	I
<p>鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める地域について、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣相の保護、渡り鳥等の集団渡来地の保護及び希少動物の生息地の保護等の目的に応じて指定するものである。</p> <p>鳥獣保護区における狩猟の実施は、鳥獣保護区内の生息環境の攪乱に繋がり、鳥獣の生息に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、要望への対応は困難である。</p> <p>なお、現行制度においても、鳥獣保護区にかかる区域であっても、農作物や造林木への被害を受けた者(自治体等)が、被害防止を目的として行う有害鳥獣捕獲があり、その実施にあたって、あらかじめ許可権限者に対し申請を行い、許可を受けて有害鳥獣捕獲を行うことも可能な制度となっているところである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>本県提案は、鳥獣保護区内のシカ及びイノシシ以外の鳥獣の生息環境に配慮し、使用できる猟具を「わな」に限定するものであり、他の鳥獣の生息に重大な支障を及ぼすものとは考えがたい。</p> <p>また、鳥獣保護区の全てで実施するものではなく、本県が必要と認める鳥獣保護区に限定されるものである。</p> <p>近年、鳥獣保護区等の更新の際には、「シカ」、「イノシシ」による農作物被害を理由に地元同意がなされないケースも少なからずあることから、鳥獣保護区の存続のためにも一定の規制緩和措置が必要と考える。</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し c 「措置の内容」の見直し I</p> <p>鳥獣保護区にかかる区域であっても、農作物や造林木への被害を受けた者(自治体等)が、その被害や地域の鳥獣の生息状況に応じて、あらかじめ許可権限者に対し申請を行い、許可を受けて有害鳥獣捕獲を行うことも可能な制度となっているところである。</p> <p>一方、狩猟は、被害の有無にかかわらず狩猟者が自主的に捕獲行為等を行うものであり、区域、期間、方法等が限定される有害鳥獣捕獲等の管理捕獲の考え方とは異なるものである。</p> <p>鳥獣保護区においては、御指摘の「わなに限定」した狩猟であっても、狩猟者による自主的な捕獲行為は、当該鳥獣保護区内の鳥獣の生息環境の攪乱に繋がり、鳥獣の生息に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、要望への対応は困難である。</p>				

○再々検討要請

<p>再々検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見について回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>「わなに限定した」狩猟であっても狩猟者の自主的な捕獲行為のため、鳥獣保護区内の鳥獣の生息環境の攪乱に繋がり、鳥獣の生息に重大な支障を及ぼすおそれがあるため要望への対応は困難とのご回答ですが、捕獲する対象は増えすぎた「シカ」と「イノシシ」に限定するため、他の鳥獣の生息に重大な支障を及ぼすとは考えがたい。</p>				

13 環境省 特区第14次 再々検討要請

管理コード	130050	プロジェクト名	温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	
要望事項 (事項名)	温室効果ガス	都道府県	東京都	
	広範な国内排出権取引の実施	提案事項管理番号	1052010	
提案主体名	福祉医療法人 桂仁会、株式会社 Verifirm			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 環境省
該当法令等	-
制度の現状	現行法令上、地域的な排出量取引の導入を妨げる規制はない。

求める措置の具体的内容	国内排出権取引に関して、当該特区においては実施障害の発生を避けるため、自主参加型にて行なう。既存排出量の基準となるキャップの割り当てを可能とし、温室効果ガスの国内取引の基準となる制度創設の代替的な試行実施特区とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>京都議定書によって定められた、主要温室効果ガスの国内排出権取引を可能とする特区であり、自主参加型制度を援用する。</p> <p>排出量取引の基本的取引方法に関しては、キャップアンドトレード方式を軸とし、欧州・米国で主流となりつつある取引方式を採用する。</p> <p>提案理由</p> <p>京都議定書採択時の議長国であったわが国において、諸外国での実施におけるCDM及びJIは容易且つ簡便な排出量の獲得方法であったことは否めないが提案者はこれは単なる発展途上国への押し付けにしか見えない。「特区」という特殊な環境下において、自主参加型の国内排出権取引を実施し、且つ堅牢な第三者認証が存在するのであれば、わが国の温室効果ガス対策の有用な一手となることは確実であろう。</p> <p>代替的措置</p> <p>本来であれば、一括に排出量の設定及びキャップの割り当てが為されるべきものではあるが、シカゴ気候取引所が採用している自主参加型及びマニフェスト(目標の設定と削減時の取引)といった、穏やかな国内排出権取引の実施が可能となり参加障壁を下げるという点において、又制度の普及という点において大きな措置として講ずることができようというものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	-
<p>現行法令上、地域的な排出量取引の導入を妨げる規制はない。</p> <p>なお、現在、地球温暖化対策推進本部決定等に基づき、平成20年10月21日から「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を開始したところ。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右記提案主体からの意見について回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>本提案は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で定められた、CO₂/CH₄/N₂O/HFC/PFC/SF₆といった6種類の「広範な」温室効果ガスを対象とするものである。</p> <p>未だ、世界的な流れとしてはCO₂に着目した温室効果ガスのみ取引材料となっており、他のガスについては未だ成熟した取引機構の創生はなされていない。しかしながら、京都議定書の議長国であり採択した日本においては、大いに取り組むべき課題であると考えられる。この点を特区という特殊環境下で取引市場の確率と実取引の試行的実施を行なうことで世界的な取引のベンチマークとするものとするものであり、環境省の回答は論点のすり替えである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	-
<p>地域的な排出量取引制度の導入を妨げる規制はない以上、構造改革特別区域の要望事項として適当でないと考えられる。</p>				

○再々検討要請

再々検討要請				
右記提案主体からの意見について回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>本提案における、温室効果ガスの取引はインターネットというボーダレスな空間を活用して、京都議定書に掲げるクレジットとして国際的に流通し得る「金融商品」としての役割を担うものである。回答において、「地域的な排出権取引制度の導入を妨げる規制はない」とあるが、取引における法的根拠がそもそもないのである。即ち、取引安全や実効的な取引の実施において甚だ疑義が残る。その為に、取引対象となる温室効果ガスの取引に法的根拠(=特区における認証排出権であること)をもたせる事を企図したものであり、一地域的な取引の検討を要請するものではない。よって、再度の検討をせられたい。</p>				

13 環境省 特区第14次 再々検討要請

管理コード	130060	プロジェクト名	温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	
要望事項 (事項名)	温室効果ガス排出権取引所の開設	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1052020	
提案主体名	福祉医療法人 桂仁会、株式会社 Verifirm			

制度の所管・関係府省庁	金融庁 経済産業省 環境省
該当法令等	-
制度の現状	<p>現行法令上いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国内排出権取引の円滑化と対象温室効果ガスの流動性を高めるため、排出権取引所の設立を特区内において行う。併せて取引材料の特殊性を鑑み、法令の定める要件の緩和を行なうことで、開設時障壁を下げて、取引精度を高めることにつなげる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>排出権特区において、世界的に通用する気候(排出権)取引所の設立を企図するものである。</p> <p>特区という特殊環境下において取引の実効性を高めることが出来ると共に、様々な金融商品との連携を図ることが出来るという点である。特区に於ける認証排出権の取引をメインとするため、通常、取引所の開設要件となる出資金の制度を暫定的なCO2量をベースとしてこれを以て出資とする。一種の現物出資を行なうことで取引の円滑化と発展を前提に置くことができるものとする。</p> <p>提案理由</p> <p>諸外国においては既に排出権取引所の設立は完了しており、昨今ではその存在感を増しつつある。厳格な第三者による認証と、事実上の開設要件の緩和によって、自主参加型制度下における排出権取引所の開設が早期に可能となるとともに、大きな障害となる開設要件の緩和がなされれば国益・国民の便益にも叶うものであるとする。</p> <p>代替的措置</p> <p>取引所開設にかかる出資金の取扱いに関し、「現物出資」として埋蔵CO2量をこの担保とするとしているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、CO2をその本位として出資金と看做すことを提案するが、将来的(5~10年内)には、取引毎の管理費等の徴収によって、ベースとなる基金の積立を併せて行なうものとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	-
<p>現行法令上、いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。</p> <p>なお、金融商品取引所が京都クレジットまたはこれに類似するものの取引に関する市場を開設することについては、本年6月の改正金融商品取引法(本年12月12日施行)により可能となっている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見について回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>環境省より受領した回答は、金融庁と全く同じ回答であり、主体的な回答であったかどうか、甚だ疑義を持つ。</p> <p>本提案は、より実効性の高い取引チャンネルの拡充を訴えるものであって、金融庁の管轄下における「証券取引」に軸を置いているものではない。</p> <p>改正金融商品取引法は、温室効果ガスを取引商材のチャンネルとして取引所に認めただけであって、参入障壁の低減やよりベターなチャンネルの提供には至っていないものであると考える。については、環境省の所管において取引所の設置を行なうなり、様々な対応や実験があつて然るべきものであり、これを特区という環境下で行なおうと考えるものである。</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>E</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>-</p>				
<p>改正金融商品取引法では金融商品取引所が京都クレジットまたはこれに類似するものの取引に関する市場を開設することを可能としているが、金融商品取引所以外の者がかかる市場を開設することを禁止する規制はない以上、構造改革特別区域の要望事項として適当でないと考えられる。</p>				

○再々検討要請

<p>再々検討要請</p> <p>右記提案主体からの意見について回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>そもそも、金融的な価値を持ち、且つ投機的な対象となり得る温室効果ガスの排出権市場の取引においては、法制度上の取引安全の担保や円滑な取引の仕組みが必要であり、そのために構造改革特区への申請を行なっているものである。その上で、「金融商品取引法」において定める金融商品取引所の商号を冠することは、法律上の存在担保を得られると共に、活発な取引が期待できる。よって、同法律が定める極めて高い障壁の低減と法律の枠組みの有効的な活用を特区において求めるものであり、再度実施の検討をせられたい。</p>				

13 環境省 特区第14次 再々検討要請

管理コード	130070	プロジェクト名	豊田市森づくり特区	
要望事項 (事項名)	市の制定した基本計画に基づく林業用搬入路設置に係る規制の適用除外	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1038050	
提案主体名	豊田市			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	自然公園法第13条第3項,自然公園法施行規則第12条
制度の現状	<p>自然公園法上は、「林道」「作業道」「搬入路」の区別はなく、道路として取り扱っている。道路を新設する場合は、通常は工作物の新築として取扱い、例外的にブルトーザー等で土地をならす程度であれば、土地の形状変更として扱う。</p>

求める措置の具体的内容	<p>豊田市の制定した「豊田市森づくり条例」及び「豊田市100年の森づくり構想」及び「豊田市森づくり基本計画」に基づき実施される林業用搬出路については、国定公園特別地域内の手続きを、現行の自然公園法13条第2項の規定の許可から、自然公園法施行令第12条の特別地域内における許可又は届出を要しない行為と同様の扱いとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>間伐の推進は、現下の森林整備の重要課題であり、施業の機械化及び林業用路網の整備は間伐推進に不可欠な手法として積極的に取組まれている。</p> <p>本市では、市条例等に基づき、素材生産を目的とした間伐を実施する区域を林業経営林として区分し、団地化により集約的施業を展開していく中で低コスト林業を目指し高性能林業機械を活用した施業及び林業用路網整備を推進している。林業用路網は、林道、作業道、搬出路に区分しており、搬出路は、幅員3m以下且つ切土盛土高1.5m以下で開設可能な森林を対象に、環境面や安全性を確認しながら、必要最小限の伐採と小規模な土工で開設し、木材生産のために使用するクローラー式林業機械専用の簡易的な路(敷砂利や構造物なし)である。現在、国定公園内の搬出路については、林道等と同様に自然公園法第13条第3項により、工作物の新築許可申請を行っているが、搬出路の性格は、計画的に設計・施工と進める林道や作業道と異なり、間伐作業と同時にフレキシブルに対応していくもので、低コスト林業を推進する立場から言えば、搬出路の開設も含めて一連の間伐作業と捉えている。また、申請内容は簡易であるものの、許認可事務に1ヶ月程度かかるため、円滑な事業実施の障害となっている。このため、市条例等に基づく搬出路の開設においては間伐の一環と見なし、自然公園法施行規則第12条の許可又は届出を要しない行為とされたい。これによりスムーズな事業展開を可能とし、森づくりをより一層推進していきたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	c	措置の内容	Ⅲ
<p>国定公園の管理は、自治事務として都道府県が行っているものであり、事業実施に際しては、担当する県の自然保護部署と連絡を密にし、調整を図るようお願いしたい。</p> <p>なお、工作物等を設けない「搬出路」であっても、その整備には森林の抜開、土地の形状変更等を伴い、事業の実施には、自然環境の保全について十分に配慮する必要がある。そのため、自然公園法の趣旨にかんがみると、通常の管理行為や軽易な行為を定めた同法施行規則第 12 条の不要許可行為に馴染むものではなく、従来どおり許可を要する行為として把握するのが適切であると考えます。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>本提案は自然公園法の趣旨に適合した提案であるという右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。併せて、自然公園法施行規則第 12 条に掲げられている許可又は届出を要しない行為のメルクマールについて御教示いただきたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>本提案は、規格や性格の異なる「林道」「作業道」「搬出路」を区別することなく道路として取り扱うこと自体を問題としている。本市の言う搬出路は素材生産間伐に必要な施業手法の一つであり、結果、森林所有者の財産価値を高めるとともに、間伐を推進し森林の健全化することから、むしろ自然公園法の趣旨に適合していると考えます。法は立木の伐採に制限をするものの、林業行為である間伐行為は対象としていない。森林の伐開及び土地の形状変更の観点から、およそ一般的な開発行為と同一の視点で解釈することは、林業や財産権に制約を課しているのではないかと考えます。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>自然公園法における行為規制は、すぐれた自然の風景地の風致の維持を図るため、公用制限を行い、同法第 13 条第 3 項に規定する風致の維持に支障を及ぼすおそれのある一定の行為を禁止、又は制限している。</p> <p>一方、通常の管理行為や軽易な行為は、風致への支障を及ぼすことが少ないと考えられるため同法第 13 条第 9 項に基づき許可を要しないこととなっている。</p> <p>提案のあった森林施業に係る資材搬出の作業道の取扱いは、地形の改変等が伴い、その計画、施工方法によって風致への支障のおそれがあることから、自然公園法の趣旨である風致の維持の観点に照らし、許可を要する行為とされているところ。</p> <p>なお、国定公園の管理は、自治事務として都道府県が行っているものであり、事業実施に際しては、担当する県の自然保護部署と連絡を密にし、調整を図るようお願いしたい。</p>				

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

13 環境省 特区第14次 再々検討要請

管理コード	130080	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	都道府県	兵庫県	兵庫県
提案主体名	兵庫県	提案事項管理番号	1071090	

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	自然公園法第 13 条第 3 項及び自然公園法施行規則第 11 条第 11 項
制度の現状	<p>風力発電施設については、従前は審査基準がなく、基準がわかりにくいとの指摘を受け、平成 16 年 2 月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」として審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は自然公園法施行令第 11 条第 11 項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国立公園内での風力発電施設設置について、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本県においてよい風の条件が得られるのは、多くの場合、自然公園区域である。</p> <p>また、ポスト京都議定書の枠組みでさらなるグリーンエネルギーの導入が必要とされる状況である。</p> <p>このため、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、大規模風力発電施設の設置を促進する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>環境省では、自然エネルギーの利用について風力発電を否定しているものではないが、国立・国定公園外において、立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待される状況においては、公園の保護の公益性を上回るような特別な立地の必然性や公益性が認められるものとは判断できない。特に我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地である国立公園及び国立公園に準ずる優れた自然の風景地である国定公園において設置する場合には、自然景観への支障、生物多様性への影響等多方面により検討した上で、景観や野生生物の保護等自然環境の保全との両立を目指すべきものであり、規制の適用の除外は不相当と考える。</p> <p>よって、先般の国立・国定公園における風力発電施設の設置について明確化を図った自然公園法施行規則第 11 条第 11 項に照らし検討を進めていただきたい。</p> <p>なお、兵庫県において具体的な風力発電施設設置計画があるのであれば、国立公園内の場合は環境省の地方支分部局である地方環境事務所が、国定公園内の場合は兵庫県の自然公園担当部局が具体的に御相談を受け付けているので申し添える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右記提案主体からの意見について回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>地球温暖化の進行とともに、化石燃料等の有限資源の枯渇が喫緊の課題となっており、最近の異常な原油価格の変動の影響からもエネルギーの安全保障の観点から、自然エネルギーの重要性は非常に高まっている。国立公園のエリア内は、風況マップ(ホームページ「兵庫の環境」で公開)のとおり風力発電の能力が十分発揮できるだけの風力が得られるところと一致している。</p> <p>しかしながら、風力発電施設が発電効率、PR効果に優れていても、煩雑な手続きを経てまであえて計画する事業者はなく、現行の規制の下では施設の設置が進まない状況にあるため、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する必要があると考える。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>国立公園は、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地が自然公園法に基づき指定され、自然景観への支障、生物多様性への影響等に最大限の配慮が求められる地域である。その開発等に当たっては、景観や野生生物の保護等自然環境の保全との両立を目指すべきものであり、一般に大規模でデザインが画一的な風力発電施設は、その立地特性に照らしても風致への影響の程度が大きい工作物である。このため、設置等の可否判断は、自然公園法に照らし適切に判断すべきものであり、公益性の高い他の事業においても、適用除外の例はなく、同法の目的に基づき規制の適用の除外は不相当である。</p> <p>風力発電施設に対する当省の考え方は、平成 16 年 2 月「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する考え方」のとおりである。</p>				

○再々検討要請

再々検討要請				
右記提案主体からの意見について回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>2050 年までの長期目標として現状から 60~80%の削減を掲げて、世界に誇れるような低炭素社会の実現を目指すことの必要性が叫ばれている状況において、風力発電等自然エネルギーの大幅導入は、絶対条件であるため、再度、風力発電施設と風致・景観との調和がいかにあるべきかを見直す必要があると考える。</p>				